

	労働者災害補償保険法	雇用保険法	健康保険法	国民年金法	厚生年金保険法																														
国庫負担等	<p>予算の範囲内において、労働者災害補償保険事業に要する費用の一部を補助することができる</p>	<p>次の区分によって、求職者給付(高齢者求職者給付金を除く)、雇用継続給付(高齢者雇用継続基本給付金及び高齢者再就職給付金を除く)及び職業訓練受講給付金の支給に要する費用の一部を負担する</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>給付の種類</th> <th>負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>求職者給付(高齢者求職者給付金を除く)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>日雇労働求職者給付金以外の求職者給付</td> <td>4分の1</td> </tr> <tr> <td>日雇労働求職者給付金</td> <td>3分の1</td> </tr> <tr> <td>広域延長給付を受ける者の求職者給付</td> <td>3分の1</td> </tr> <tr> <td>雇用継続給付(高齢者雇用継続給付を除く)</td> <td>8分の1</td> </tr> <tr> <td>職業訓練受講給付金</td> <td>2分の1</td> </tr> </tbody> </table>	給付の種類	負担割合	求職者給付(高齢者求職者給付金を除く)		日雇労働求職者給付金以外の求職者給付	4分の1	日雇労働求職者給付金	3分の1	広域延長給付を受ける者の求職者給付	3分の1	雇用継続給付(高齢者雇用継続給付を除く)	8分の1	職業訓練受講給付金	2分の1	<p>①協会が管掌する健保事業の執行に要する費用のうち、被保険者に係る療養の給付等の支給に要する費用の額及び前期高齢者納付金の納付に要する費用の額の合算額のうち一定の額に、1,000分の130~1,000分の200までの範囲内において政令で定める割合(当分の間、1,000分の164)を乗じて得た額を補助する</p> <p>②協会が拠出すべき介護納付金(日雇除く)の納付に要する費用の額に1,000分の164を乗じて得た額を補助する</p> <p>③予算の範囲内において、健康保険事業の執行に要する費用のうち、特定健康診査等の実施に要する費用の一部を補助することができる</p>	<p>毎年度、国民年金事業に要する費用に充てるため、次に掲げる額を負担する</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>給付の種類</th> <th>負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①第1号被保険者の基礎年金給付(②・③除く)</td> <td>2分の1</td> </tr> <tr> <td>②保険料免除期間を有する場合の特別負担</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保険料4分の1免除期間の老齢基礎年金給付</td> <td>7分の1</td> </tr> <tr> <td>保険料半額免除期間の老齢基礎年金給付</td> <td>3分の1</td> </tr> <tr> <td>保険料4分の3免除期間の老齢基礎年金給付</td> <td>5分の3</td> </tr> <tr> <td>保険料全額免除期間の老齢基礎年金給付</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>③20歳前障害基礎年金の給付</td> <td>100分の20</td> </tr> </tbody> </table>	給付の種類	負担割合	①第1号被保険者の基礎年金給付(②・③除く)	2分の1	②保険料免除期間を有する場合の特別負担		保険料4分の1免除期間の老齢基礎年金給付	7分の1	保険料半額免除期間の老齢基礎年金給付	3分の1	保険料4分の3免除期間の老齢基礎年金給付	5分の3	保険料全額免除期間の老齢基礎年金給付	全額	③20歳前障害基礎年金の給付	100分の20	<p>毎年度、厚生年金保険の実施者たる政府が負担する基礎年金拠出金の額の2分の1に相当する額を負担する</p>
給付の種類	負担割合																																		
求職者給付(高齢者求職者給付金を除く)																																			
日雇労働求職者給付金以外の求職者給付	4分の1																																		
日雇労働求職者給付金	3分の1																																		
広域延長給付を受ける者の求職者給付	3分の1																																		
雇用継続給付(高齢者雇用継続給付を除く)	8分の1																																		
職業訓練受講給付金	2分の1																																		
給付の種類	負担割合																																		
①第1号被保険者の基礎年金給付(②・③除く)	2分の1																																		
②保険料免除期間を有する場合の特別負担																																			
保険料4分の1免除期間の老齢基礎年金給付	7分の1																																		
保険料半額免除期間の老齢基礎年金給付	3分の1																																		
保険料4分の3免除期間の老齢基礎年金給付	5分の3																																		
保険料全額免除期間の老齢基礎年金給付	全額																																		
③20歳前障害基礎年金の給付	100分の20																																		
事務費の負担	-	<p>毎年度、予算の範囲内において、就職支援法事業に要する費用(職業訓練受講給付金に係るものを除く)及び雇用保険事業の事務の執行に要する経費を負担する</p>	<p>毎年度、予算の範囲内において、健康保険事業の事務(前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等、日雇拠出金、介護納付金の納付に関する事務を含む)の執行に要する費用を負担する</p>	<p>毎年度、予算の範囲内で、国民年金事業の事務の執行に要する費用を負担する</p>	<p>毎年度、予算の範囲内で、厚生年金保険事業の事務(基礎年金拠出金の負担に関する事務を含む)の執行(実施機関(大臣を除く)によるものを除く)に要する費用を負担する</p>																														
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・就職促進給付には国庫負担はない ・教育訓練給付には国庫負担はない ・雇用安定事業等(能力開発事業のうち就職支援法事業(職業訓練受講給付金)を除く)には国庫負担はない ・国庫負担については、当分の間、上表の負担割合による国庫負担の額の100分の10に相当する額を負担する 	<ul style="list-style-type: none"> ・(家族)出産育児一時金には国庫補助はない ・(家族)埋葬料には国庫補助はない ・退職者給付拠出金には国庫補助はない ・組合管掌健康保険には国庫補助はない ・日雇特別被保険者に係る保険給付についても、一定の国庫補助が行われる ・健保組合に対して交付する国庫負担金は、各健保組合における被保険者数を基準として、大臣が算定する ・国庫負担金については、概算払いをすることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・政府は、政令の定めるところにより、市町村(特別区を含む)に対し、市町村長がこの法律又はこの法律に基づく政令の規定によって行う事務の処理に必要な費用を交付する 	<ul style="list-style-type: none"> ・実施機関(大臣を除く)が納付する基礎年金拠出金及び実施機関による厚生年金保険事業の事務の執行に要する費用の負担については、この法律に定めるもののほか、共済各法の定めるところによる 																															

	国民健康保険法	高齢者医療確保法(後期高齢者医療制度)	介護保険法	児童手当法																																																																															
国庫負担等	<p>それぞれ次の額を負担する</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>都道府県に対するもの</th> <th>組合に対するもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国は、都道府県に対し、当該都道府県内の市町村による療養の給付等の支給に要する費用、前期高齢者納付金、後期高齢者支援金及び介護納付金の納付に要する費用の合算額の100分の32を負担する</td> <td>国は、組合に対し、療養の給付等の支給に要する費用、前期高齢者納付金、後期高齢者支援金及び介護納付金の納付に要する費用の合算額の100分の13から100分の32までの範囲内において政令で定める割合を補助することができる</td> </tr> </tbody> </table>	都道府県に対するもの	組合に対するもの	国は、都道府県に対し、当該都道府県内の市町村による療養の給付等の支給に要する費用、前期高齢者納付金、後期高齢者支援金及び介護納付金の納付に要する費用の合算額の 100分の32 を負担する	国は、組合に対し、療養の給付等の支給に要する費用、前期高齢者納付金、後期高齢者支援金及び介護納付金の納付に要する費用の合算額の 100分の13 から 100分の32 までの範囲内において政令で定める割合を補助することができる	<p>それぞれ次の額を負担する</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">公費の負担</th> </tr> <tr> <th>国</th> <th>都道府県</th> <th>市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12分の4(調整交付金含む)</td> <td>12分の1</td> <td>12分の1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※国の負担のうち12分の1は調整交付金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">公費(国:都道府県:市長村=4:1:1) 約5割</th> </tr> <tr> <td>後期高齢者支援金 約4割</td> <td>保険料 約1割</td> </tr> </thead> </table>	公費の負担			国	都道府県	市町村	12分の4(調整交付金含む)	12分の1	12分の1	公費(国:都道府県:市長村=4:1:1) 約5割		後期高齢者支援金 約4割	保険料 約1割	<p>それぞれ次の額を負担する</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">介護給付・予防給付(②を除く)に要する費用</th> </tr> <tr> <th>国</th> <th>都道府県</th> <th>市町村</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100分の25</td> <td>100分の12.5</td> <td>100分の12.5</td> <td>100分の50</td> </tr> </tbody> </table> <p>※国の負担のうち100分の5は調整交付金</p> <p>介護給付(介護保険施設及び特定施設入居者生活介護に係るものに限る)及び予防給付(介護予防特定施設入居者生活介護に係るものに限る)に要する費用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>国</th> <th>都道府県</th> <th>市町村</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100分の20</td> <td>100分の17.5</td> <td>100分の12.5</td> <td>100分の50</td> </tr> </tbody> </table> <p>※国の負担のうち100分の5は調整交付金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">介護予防・日常生活支援総合事業</th> </tr> <tr> <th>国</th> <th>都道府県</th> <th>市町村</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100分の25</td> <td>100分の12.5</td> <td>100分の12.5</td> <td>100分の50</td> </tr> </tbody> </table> <p>※国の負担のうち100分の5は調整交付金</p>	介護給付・予防給付(②を除く)に要する費用				国	都道府県	市町村	合計	100分の25	100分の12.5	100分の12.5	100分の50	国	都道府県	市町村	合計	100分の20	100分の17.5	100分の12.5	100分の50	介護予防・日常生活支援総合事業				国	都道府県	市町村	合計	100分の25	100分の12.5	100分の12.5	100分の50	<p>それぞれ次の額を負担する</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="5">児童手当に要する費用の負担</th> </tr> <tr> <th></th> <th>事業主</th> <th>国</th> <th>都道府県</th> <th>市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被用者(公務員を除く) 3歳未満の児童</td> <td>15分の7</td> <td>45分の16</td> <td>45分の4</td> <td>45分の4</td> </tr> <tr> <td>被用者(公務員を除く) 3歳以上の児童</td> <td>-</td> <td>3分の2</td> <td>6分の1</td> <td>6分の1</td> </tr> <tr> <td>被用者・公務員以外の者</td> <td>-</td> <td>3分の2</td> <td>6分の1</td> <td>6分の1</td> </tr> <tr> <td>公務員</td> <td colspan="4">所属する国・都道府県・市町村が全額負担</td> </tr> </tbody> </table>	児童手当に要する費用の負担						事業主	国	都道府県	市町村	被用者(公務員を除く) 3歳未満の児童	15分の7	45分の16	45分の4	45分の4	被用者(公務員を除く) 3歳以上の児童	-	3分の2	6分の1	6分の1	被用者・公務員以外の者	-	3分の2	6分の1	6分の1	公務員	所属する国・都道府県・市町村が全額負担			
都道府県に対するもの	組合に対するもの																																																																																		
国は、都道府県に対し、当該都道府県内の市町村による療養の給付等の支給に要する費用、前期高齢者納付金、後期高齢者支援金及び介護納付金の納付に要する費用の合算額の 100分の32 を負担する	国は、組合に対し、療養の給付等の支給に要する費用、前期高齢者納付金、後期高齢者支援金及び介護納付金の納付に要する費用の合算額の 100分の13 から 100分の32 までの範囲内において政令で定める割合を補助することができる																																																																																		
公費の負担																																																																																			
国	都道府県	市町村																																																																																	
12分の4(調整交付金含む)	12分の1	12分の1																																																																																	
公費(国:都道府県:市長村=4:1:1) 約5割																																																																																			
後期高齢者支援金 約4割	保険料 約1割																																																																																		
介護給付・予防給付(②を除く)に要する費用																																																																																			
国	都道府県	市町村	合計																																																																																
100分の25	100分の12.5	100分の12.5	100分の50																																																																																
国	都道府県	市町村	合計																																																																																
100分の20	100分の17.5	100分の12.5	100分の50																																																																																
介護予防・日常生活支援総合事業																																																																																			
国	都道府県	市町村	合計																																																																																
100分の25	100分の12.5	100分の12.5	100分の50																																																																																
児童手当に要する費用の負担																																																																																			
	事業主	国	都道府県	市町村																																																																															
被用者(公務員を除く) 3歳未満の児童	15分の7	45分の16	45分の4	45分の4																																																																															
被用者(公務員を除く) 3歳以上の児童	-	3分の2	6分の1	6分の1																																																																															
被用者・公務員以外の者	-	3分の2	6分の1	6分の1																																																																															
公務員	所属する国・都道府県・市町村が全額負担																																																																																		
事務費の負担	<p>国は、組合に対して国民健康保険の事務(前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等、介護納付金の納付に関する事務を含む)の執行に要する費用を負担する</p>	<p>国は、予算の範囲内において、後期高齢者医療に要する費用の一部を補助することができる</p>	<p>国は、上記のほか、予算の範囲内において、介護保険事業に要する費用の一部を補助することができる</p> <p>・都道府県は、上記のほか、介護保険事業に要する費用の一部を補助することができる</p>	<p>国庫は、毎年度、予算の範囲内で、児童手当に関する事務の執行に要する費用(市町村長が支給する児童手当の事務の処理に必要な費用を除く)を負担する</p>																																																																															
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・調整交付金等 国は、都道府県等が行う国民健康保険について、都道府県及び当該都道府県内の市町村の財政の状況その他の事情に応じた財政の調整を行うため、都道府県に対して調整交付金を交付する(算定対象額の100分の9に相当する額) 国は、都道府県に対し、特定健康診査等費用額の3分の1に相当する額を負担する 都道府県は、一般会計から、特定健康診査等費用額の3分の1に相当する額を当該都道府県の国民健康保険に関する特別会計に繰り入れなければならない 	<ul style="list-style-type: none"> ・調整交付金 国は、後期高齢者医療の財政を調整するため、後期高齢者医療広域連合に対して調整交付金を交付する(負担対象額の12分の1に相当する額) ・都道府県は、後期高齢者医療広域連合に対し、高額医療費負担対象額の4分の1に相当する額を負担する ・都道府県、市町村及び後期高齢者医療広域連合は、後期高齢者医療に要する費用に対し、補助金を交付し、又は貸付金を貸し付けることができる 	<ul style="list-style-type: none"> ・国は、上記のほか、予算の範囲内において、介護保険事業に要する費用の一部を補助することができる ・都道府県は、上記のほか、介護保険事業に要する費用の一部を補助することができる 	<ul style="list-style-type: none"> ・政府は、市町村に対し、市町村長が支給する児童手当の支給に要する費用のうち、被用者に対する費用(3歳に満たない児童に係る児童手当の額に係る部分に限る。)についてはその45分の37に相当する額を、被用者に対する費用(3歳以上中学校修了前の児童に係る児童手当の額に係る部分に限る。)についてはその3分の2に相当する額を、被用者等でない者に対する費用についてはその3分の2に相当する額を、それぞれ交付する 																																																																															